

第37回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月8日(木) 午後1時30分から午後4時10分

2. 開催場所 糸島市交流プラザ二丈館会議室4

3. 出席委員(19人)

会長	1番 藤井重登
会長職務代理者	2番 内野敏一
副会長	3番 西原芳幸
委員	4番 高橋達也
	5番 三坂洋子
	6番 磯部絹代
	7番 増田耕一郎
	8番 小金丸義文
	9番 岩崎和幸
	10番 丸山文子
	11番 平野武美
	12番 松崎治磨
	13番 井上和雄
	14番 東司時隆
	15番 田中隆秋
	16番 平野利延
	17番 井上孝治
	18番 波多江龍志
	19番 林正敏

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

議案第319号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第320号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第321号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第322号 農地改良届出について

議案第323号 非農地証明願について

議案第324号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業:利用権設定)

議案第325号 農用地利用配分計画に係る意見聴取について

議案第 3 2 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

議案第 3 2 7 号 農地利用最適化推進委員の欠員の補充について

6. その他

- 1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の取下願について（報告）
- 2) 新規就農者ヒアリング資料
- 3) 農地改良届出について（三役協議報告）
- 4) 農地対策委員会 A 班報告について（報告）
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 農業経営改善計画認定申請者一覧表（1 月認定分の資料）
- 7) 糸島市農業委員の慶弔等に関する内規の改正（案）について
- 8) 今後の予定について
- 9) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久

事務局

内野職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、内野職務代理者の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。おととい帰ってきたばかりですがけれども、今日、農業委員会ということで農業委員会の総会も今日を含めあと2回ということで、なおさら気を引き締めて総会のほうに行きたいと思っております。

それでは、ただいまより第37回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員の全員が出席しております。本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和いたしますので、皆さんご起立の上、よろしくお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

どうもありがとうございました。

事務局

藤井会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議 長

— 省 略 —

それでは、議案を進めてまいります。本日の議事録署名人は井上孝治委員と増田耕一郎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、順序に沿いまして進めたいと思います。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第319号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、内容のほうを説明させていただきます。

受付番号327番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

3ページに農地の場所がついております。蔵持の新池、こちらの東側の

農地でございます。

続きまして３２８番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

４ページに農地の場所がございます。ちょっとわかりにくいですが、左のほうに香力畜産団地と書いておりますが、香力畜産団地の東側の下の農地になります。

続きまして、３２９番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

５ページに農地の場所がございます。信号に丸印をつけております。これは小富士から岐志に抜ける信号があると思いますが、それと松原から志摩中のほうに抜ける県道、その交わる四つ角、信号ですけれども、ここから１７０メートルほど北西の農地でございます。以上でございます。

議 長

農地移動適正化あっせん申し出の件でございますけれども、私があっせん委員と推進委員を指名させていただきますので、その方が後の時間を利用して協議をしていただきたいと思います。

それでは、３２７のあっせん委員を指名したいと思います。高橋達也委員と井上孝治委員にお願いしたいと思います。推進委員を石井光則推進委員、井上靖彦推進委員、小川武臣推進委員、山下敏治推進委員にお願いしたいと思います。

それでは、次の３２８も同じような地域でございますので、今言いましたあっせん委員、繰り返しますけれども、高橋達也委員と井上孝治委員、推進委員を石井光則推進委員、井上靖彦推進委員、小川武臣推進委員、山下敏治推進委員にお願いしたいと思います。

それから、３２９号ですけれども、あっせん委員を内野敏一職務代理者、三坂洋子農業委員、推進委員を進藤喜重推進委員、水崎剛志推進委員にお願いしたいと思います。

それでは、時間をとりますので、協議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(休 憩)

議 長

それでは、再開をさせていただきます。譲受候補者を発表していただき

	いと思います。３２７番のほうはどうなりましたでしょうか。
推進委員	３２７番につきましては譲受候補者は■■■■さん、蔵持です。 続きまして、３２８番、香力の分につきましては譲受候補者は同じく■■■■さんでお願いします。
議 長	それでは、次の３２９はどうでしたか。
推進委員	３２９番、志摩御床の分につきましては候補者は■■■■さん、第２候補として■■■■さん。以上です。
議 長	それでは、事務局、確認をしてください。
事務局	それでは、確認をさせていただきます。受付番号３２７番、あっせん委員が高橋達也委員、井上孝治委員、推進委員が石井光則推進委員、井上靖彦推進委員、小川武臣推進委員、山下敏治推進委員、譲受候補者が■■■■さんです。 受付番号３２８番、あっせん委員、推進委員は３２７番と同じでございます。譲受候補者は■■■■さんでございます。 受付番号３２９番、あっせん委員が内野敏一委員、三坂洋子委員、推進委員が進藤喜重推進委員、水崎剛志推進委員、譲受候補者が■■■■さんと■■■■さんです。以上でございます。
議 長	それでは、今、発表がありましたようなことで譲受候補者に接触をしていただきまして進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。 議案の３１９号はこれで終わりたいと思います。
事務局	それでは、推進委員の皆さんにつきましてはここで退席をされます。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでございました。 (推進委員退席)
事務局	それでは、議案書の７ページをお願いいたします。 議案第３２０号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。 なお、９番の方につきましては住宅に付属する農地に係る３条申請を今

回されておられまして、つい先ほどヒアリングを行いましたので、後ほど報告がございます。以上でございます。

議 長

それでは、受付番号の順序に沿いまして提案をしていただきます。1番と2番を波多江龍志委員、どうぞ。

1 8 番

18番波多江でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上です。

議 長

次の3番を丸山文子委員、どうぞ。

1 0 番

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

議 長

次の4番を西原副会長。

3 番

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくお願いします。

議 長

5番を高橋達也委員。

4 番

4番高橋です。受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくお願いします。

議 長 次の6番は井上和雄委員、どうぞ。

13番 13番井上でございます。受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議 長 それでは、次の7番と8番を平野利延委員。

16番 16番平野でございます。受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

続きまして、受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上です。

議 長 9番を平野武美委員。

11番 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

ちょっとつけ加えますけど、 さんはオーストラリアの方で、今、牧師をされているということです。以上です。よろしくお願いします。

議 長 9番のこの件につきましては、先ほど調査部会で面談をしておりますので、その面談の結果は6ページの表の説明の後にしてもらいます。それでは、6ページの表の説明をどうぞ。

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、6ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として審議していただくことになります。この7つの審査項目のうち1つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないことになっております。

まず、9番でございますが、農地の取得の下限面積ですね、これは50アールに達しないという項目のところに「はい」がついております。ただ、これは住宅に付属する農地の別段面積に該当しますので、問題ないということでございます。

それ以外の分につきましては全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断では全ての申請につきまして許可相当であると言えます。以上でございます。

議長

それでは、ただいま問題点の9番につきまして調査部会でこの総会の1時間ぐらい前に面談をしておりますので、その面談の結果をお話をさせていただきたいと思います。どうぞ。

17番

今回は第1調査部会が担当しております。今日は部会長にかわりまして不肖井上が発表させていただきます。よろしくお願いします。

先ほど会長が申されましたように、12時45分からこちらのほうで本人と通訳さんと交えて面談を行いました。

新規就農のヒアリングといいましても、別に経営計画書等もございませんので、ざっくばらんに何をつくりますかということを行いました。面積は1,853平米ございますが、大部分が物すごい傾斜になっておりまして、実質つくられる面積はこんなになんじやないかと思っております。その中で野菜はホウレンソウ、カボチャ、ニンジン、ジャガイモ、ブロッコリー等の作付を考えていますということです。果物につきましてはミカン、リンゴ、モモ、ブルーベリー等を考えていますということをおっしゃっていました。

第1調査部会としては、あくまでも農地でございますので、建物を建てたり、資材置き場はだめですよということを申し上げております。それと、農地を大切に管理することと地域の住民の方と仲よくして末永く住んでくださいというふうなこともお願いしております。

所有されている機械は何ですかとお伺いしましたら、趣味みたいな感じで大工仕事をされておりまして、小屋のほうにも材木がたくさん積んでありまして、それを動かすのにフォークリフトとあとは草刈り機ということで、管理機等は持っていないんですかと聞いたら、近くの[REDACTED]さんという方が管理機を持っていらっしゃるそうですので、そこからお借りする考えだそうです。

それから、2010年から糸島に大体住んでおられまして、永住権の取得も2016年にされているそうですので、あとはしっかり地域の方と仲よくなって頑張ってくださいというようなことを申し上げております。家族は奥さんと10カ月になられる子供さんと3人暮らしだそうです。以上です。

議 長 今、調査部会のほうから説明をされました。これを受けまして、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。どうぞ。

9 番 5番についてちょっとお伺いしますが、まず、譲渡人の部分の面積というのは今の現状の面積も入っている面積になるのでしょうか。抜けての面積じゃなくて、まだ売り渡していない状況での面積というふうに捉えていますか。

事務局 そうです。おっしゃるとおりに今回この申請面積も含んだところでの面積となっています。

9 番 ということは、この5番の方は農業はやめられるというふうに……。

議 長 はい、どうぞ、達也委員。

4 番 今、岩崎委員が言われたように、■■■さんが廃業をされるということで■■■さんが買われる。香力の畜産団地の■■■さんです。

議 長 そのほかにどうぞ。丸山委員。

10番 10番丸山です。7番と8番についてお伺いしたいんですけども、交換になっておりますけれども、こちら辺のところ、ちょっと土地の差があります。差というか、少し多かったりとか少なかったり、そこら辺は本人さん同士の中でしてあるということですか、何も多いとか少ないとか関係なく、交換されるということですか。お金とか、何かそういうあれじゃなくて。

議 長 平野利延委員。

16番 私が聞いたところでは、今言わっしゃるごと、土地の差はあるばってん、場所が1つのほうは家の向こう、片方は先のほうということでした。面積は違うばってん、交互に代えるということです。

議 長 聞くところによると、面積の増減がありますけれども、大体2割をめぐにして税務署がこれは交換に該当するなというような判断をすれば、最終的にその金額に対しての、例えば、どうしても払わなくて済むとかということとは、もうお金のことは税務署です、税務署の権限ですから。うちの農業委員会はその人が交換することによることが妥当かどうかということの審

	議でございますので、金がどうこうと動いた部分については税務署のほうで折衝なり話し合いでもされるかもしれません。多分そういうことです。2割を大体めどにしよるごたるですね。
6 番	交換の条件は合意があれば、損はなか。2割超えろうが、3割超えろうが、交換はしていいんです。あとは税問題だけのことで、税のことは税務署の担当だから、農業委員会が審議するのは、交換をお互いが合意しているかしていないかだけの審議と思いますけど。
議 長	大体この件は問題ないんじゃないかな。ほかにどうぞ。 (質問、意見なし)
議 長	ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。今、質問はありましたけれども、特に意見としての部類ではなかったかなと思いますが、一括して採決させていただきたいと思っています。 それでは、受付番号1番から9番まで許可と判断される委員の挙手をお願いしたいと思います。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございます。全員です。それでは、そのようにさせていただきます。
議 長	それでは、次の……。どうぞ。
事務局	議案書の13ページをお願いいたします。 議案第321号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。
議 長	どうぞ。
17番	それでは、私のほうから説明させていただきます。議案書の13ページをあけてください。議案第321号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。 受付番号1番。 【議案書に基づき読み上げて報告】

16ページの地図をごらんください。申請地は二丈吉井の貴船神社といってもまむし温泉の駐車場の道を挟んで前といったほうがわかりやすいかと思いますが、貴船神社から70メートルほど南西側の畑でした。夫婦間で土地を借り受け、自己用住宅を建設する計画です。

なお、16ページの字図でわかるように、接道がない状態のため、隣接する[]番地[]の一部51平米を進入路として使用する使用貸借契約がなされています。

農地区分はその他農地に該当し、問題はありません。また、関係各課の意見も支障なしとなっていますので、第1調査部会では許可相当と判断しております。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

22ページの地図を見てください。申請地は深江コミュニティプラザテニスコートから40メートルほど西側にあり、周囲が住宅に囲まれた畑です。南側の[]番地、[]番地に譲受人の住宅があり、兄弟間の贈与で土地を取得し、住宅敷地の拡張及び月極駐車場とする計画です。

なお、進入路となる[]番地については、所有者の通行承諾書が提出されております。

農地区分は第3種農地に該当し、問題はありません。また、関係各課の意見も支障なしとなっていますので、第1調査部会では許可相当と判断しております。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

26ページの地図をお願いいたします。申請地は国道202号線筒井町交差点から130メートルほど北西側の田んぼです。昨年移転しました新店舗の駐車場が不足していることから駐車場とする計画です。

農地区分は第3種農地に該当し、問題はありません。また、関係各課の意見も支障なしとなっていますので、第1調査部会では許可相当と判断しています。

次に行きます。受付番号4-1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

30ページの地図を見てください。申請地は国道202号線片山バス停から30メートルほど北側の田んぼです。譲受人が土地を取得し、6区画の宅地分譲を行う計画です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、宅地分譲の転用が可能です。

なお、水利承諾書が提出されていますが、周辺農地の所有者で承諾されていない方があったようですので、再度地元で協議をしていただくことになっておりますが、昨日、地元の関係者等で協議されて同意書の提出がっております。

農地区分は第3種農地に該当し、関係各課の意見も支障なしとなっておりますが、第1調査部会では先ほどの会議で許可相当ということに考えております。

受付番号5-1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

受付番号5-2。

【議案書に基づき読み上げて報告】

34ページの地図を見ていただきます。申請地は泊の大塚池北側の畑です。土地を借り受け、ホテルと寄宿舍を建設する計画です。

申請地は泊カツラギ地区計画B地区内であり、ホテル、寄宿舍の建設が可能です。農地区分はその他農地に該当し、問題ありません。また、関係各課の意見も支障なしとなっておりますので、第1調査部会では許可相当と判断しております。以上です。

議 長

それでは、今、調査部会の審議結果も報告がありましたけれども、12ページの表を事務局から説明してもらいます。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、12ページに記載しております一般基準と13ページ以降の立地基準により許可の可否を審議していただきます。

まず、12ページの一般基準ですが、全て「適当」、「該当なし」、または「見込みあり」となっており、問題がございません。

次に、13ページの立地基準ですが、1番がその他農地、2番から4

番が第3種農地、5番がその他農地に該当しており問題ございません。

よって、書類上の判断では全ての申請について許可相当であると言えます。以上でございます。

議 長 今、事務局から報告がございました。それでは、ここでご意見、ご質問なりをお受けしたいと思います。西原副会長。

3 番 3番西原です。番号2番の月極駐車場ということですけど、大体どの、駅まで300メートルということですけど、駅を利用する方の駐車場でしょうか。

議 長 事務局、もしくは調査部会。

事務局 申請書の事業計画の中にはちょっと明確には書かれておりませんが、周辺の住民の方の駐車場だと思われます。（発言する者あり）

議 長 どういう方々が借りる予定ということは書いてなかつちゃろう。

3 番 現場を見た限りでは住宅の中の一面だったような気がするんですが……

事務局 今おっしゃったように、月極駐車場ということで、契約台数の過半数というところの仮契約書とかというもの、もしくは不動産業者との委託契約というところの資料で確認していきまして、現在、追加で資料の請求はしているところです。今、提出のほうはまだあっていません。以上です。

3 番 済みません。最後のほうはちょっと聞きにくかったです。

議 長 事務局、話のちょっとわかりにくかった……。

事務局 先ほど申しましたように、事業計画の中には駅の乗降者のための駐車場なのか、地域の住民のための駐車場なのかというふうな明確な記載はございません。県のほうも現地調査を行っているわけですが、その中で月極駐車場ということで、例えば、仮契約書、そういったものの提出とか、不動産の管理契約の提出を指示されておりますので、それをもって仮契約が出れば、どなたの使用がされるかというのはわかると思いますが、今のところ、そういうところになっております。

議 長 大体わかりましたでしょうか。

6 番	それが提出されたら、審議すると。
議 長	平野利延委員。
1 6 番	この駐車場ですが、例えば、半分ぐらいとか、はっきりした仮契約はないわけですか。今、会長が言ったように、大体今までの駐車場の許可などの形はとってあったと思うけど。
事務局	何回も申し上げます。どなたが借りられるかというのははっきり明確に計画にございませんので、今後、県の許可の段階でもそこが必要になりますので、追加で提出の指示を今しているところでございます。以上でございます。
1 6 番	それは出るったいね。確実にね。
事務局	出ないと、許可にならないと思います。
議 長	だけん、ここは出るというところの前提で審議したらいいじゃないかな。出ないということなら、県が許可をそれまで待っとくつもりだろうと思うよ。ほかにどうぞ。林委員。
1 9 番	1 9 番林です。5 番の泊カツラギ地区のことで質問ですけれども、ホテル、寄宿舎を建てるということで、かなり長期の賃貸借権の設定になると思うんですが、これは定期借地なのか、普通借地なのかということ。今後こういうことがこの付近では、土地を売らんでから、自分で土地活用しようとか、いろいろ話は出てくると思うんですが、参考までに何年の賃貸借設定なのか、もし、わかればですね。そして、これが普通借地契約なのか、定期借地契約なのか、ちょっと参考のために質問です。
議 長	事務局、契約書の写しか何かありますか。
事務局	契約書の写しについては添付がございませんが、契約期間ということでしたら、許可申請書のほうに賃借権の設定期間が1 0 年ということで記載されております。なので、建物が建つということで期間が来ると更新という形の契約を持っていくのかというのは思われますが、ちょっと契約書の写しの添付がないものですから、そこまでちょっとお答えができない状況です。賃借権の設定期間は1 0 年で出ております。
議 長	1 0 年やけん、定期借地じゃない。定期借地はたしか3 5 年かね。

6 番 10年の更新でしょう。

議 長 普通の更新よ。

19番 普通の更新ですか。

6 番 賃貸借契約そのものを見てないけん、何とも言われんけど。

議 長 ただ10年ということやけん、定期借地はたしか年数が35年かなんかで、当然、登記せにやいかんということもあるけんくさ。10年やけん、多分普通の更新の借地契約じゃないかな。

19番 わかりました。

6 番 登記もせんとやろう。

議 長 今からその地区はそういうとがもしかしたら今後も出てくる可能性はあるんじゃないかな。あそこは。

6 番 大きい会社があればやけん、いいけど、個人間のときは賃貸借までは見せてもらう必要があるかもしれん。

事務局 調査部会の折に、2番の関係なんですけど、先ほど兄弟間の贈与というお話をした中で、読み仮名が[]さんと[]さんということになっておりまして、ちょっと確認をしなさいということでした。まず、[]さんのほうは二丈深江ですので、住民記録で確認したら、やはり[]さんでした。[]さんのほうは福岡市の方で住民票の添付がっておりまして、その読み仮名を見ると、やはり[]さんでした。振り仮名につきましては正しい振り仮名を確認するか、そういう作業は住民基本台帳では行っておりません。ご本人さんが書いた振り仮名をそのまま入力していると思われますので、どちらが正しいかというのはわかりませんが、とにかくこの方々が兄弟ということは確認はしております。以上でございます。

議 長 磯部委員。

6 番 6番磯部です。4の松末の問題、4-1と4-2、そして第1調査部会
はきのう[]さんのところに松崎さんが行かれたのかな。（「そうです」

と呼ぶ者あり) 私のほうにこれはずっと前から相談があって、6日も■■■■さんがうちに来て図面見せてくださいと言われたけど、私はまだちょっと審議もしていないけん、私のほうとしては何が問題点かどうか、反対とかいった、そういう判断はできないので、これが出た時点でちょっとお聞きしておきますというふうな答えで、そして、7日に松崎さんが見にみえるけどということだったんですけど、それはそれでいいんですけど、最終的に第1調査部会の審議結果は周辺農業者と協議の結果、排水計画が整い、同意書の提出ありと書いてある。多分排水計画のところでは何か■■■■さんが腑に落ちない、今後どうなるか、水利承諾の書類は出とうとやけど、そこまで責任を持つとかというふうなことをいろいろ聞かれたので、ちょっとこれが審議になって、もし、また聞きたければ、お答えしますと言っていましたけど、最終的に■■■■さんに、あなたがただ隣やけん、こんかとば困るとか、そういうことだけで拒否はできないよ、あなたのほうに必ずその排水計画とかであなたの農地等について今後そういう被害が及ぶとか、そういうおそれがあるなら、その箇所についてこの■■■■ですかね、■■■■さん等に、松崎治磨さんのほうにおっしゃってください、それ以外でやみくもにただ困るということで反対はできませんよという指導だけは私はしておりました。そいけん、どういうふうに■■■■さんが返答されたのかをちょっとお聞きしたい。

議 長

松崎委員。

1 2 番

1 2 番松崎です。私が現場に行って説明したということではなく、この土地の周辺、上流関係の農地の方を現地で合計で11人寄っていただきまして、それは業者の方も含めて11人ですが、寄っていただいて話をしました。この字図が見にくいとですが、30ページの字図の申請地の左上、■■■■まで見えとうでしょうが。■■■■なんです。もう一つ上が■■■■さんの土地でありまして、きのうは■■■■さんも来て、業者のほうから、あんだのところはせっちんづめで流す水量はないよというような説明だったということで私は納得がいかんということで、きのう、周辺の方全部寄っていただいて、最終的に現状のままで水は流すことができるということで、字図というあたりにずっと水路があるんですよ。字図という、そのあたり。そして、■■■■と右手のほうに水路は確保します、このままで■■■■さんは水を流すことができますということを11人で確認のもと■■■■さんもわかりましたということで、現状のままで水路で出入り口ももちろん確保される水道もちゃんとできましたということで皆さん立ち会いのもとで承諾は得られました。そして、■■■■さんのところももちろんやし、その下の■■■■さんも全員納得していただきました。

6 番 じゃ、[]の[]さんですかね。

1 2 番 これは[]じゃなくて、[]。

6 番 []か、この[]さんも納得されたんですね。それをちょっと聞きに来られて、図面を持ってこられたけど、ちょっと図面自体ね……

議 長 そしたら、結局、この計画図を変えないまま、あそこに現状でコンクリートの水路のこんぐらいとのあったな、それに対応するというのが地元で合意できたっちゃろう。

1 2 番 はい、そうです。合意できました。

議 長 何かそれは文書に書いとう。

1 2 番 書いとります。

6 番 そして、[]さんのほうは……

議 長 []さんの納得されたっちゃろう。

1 2 番 水の流れも赤ペンで書いて……

議 長 []さんも納得されたったいね。

1 2 番 はい。親子で、[]さんと[]さんですね。土地の持ち主はお父さんなんですけど、お父さんはこらっしやれんやった、[]さんの……。

議 長 納得されとうなら、それでいいたい。

6 番 それなら、私は何も問題ありません。突然見えて、いろいろ図面持って聞きに来られたからね。それはあなたは単なる嫌々という、単なる嫌で言うて物事は通らんよと、きちっとした本当に合意して、それはあなたのところはどうしてもそこで排水が行き詰まってどうのこうのになるなら別ですけど、それ以外やったら、ある程度は隣地としては協力する義務があるよということはお話をしました。はい、わかりました。ありがとうございます。ちょっとお見えになったから。

議 長 はい、わかりました。それでは、そのほかの件につきまして、ご意見、

ご質問をどうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、議案第321号ですけれども、大体納得されたし、また、質問の部分のことの発言が多かったように思っております。それによりまして1件1件の採決ではなく、もう一括して採決をしたいと思います。議案第321号、1番から5-2まで許可と判断される委員の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

全員ということで、ありがとうございました。

今、3時前で、あと12分ぐらいありますけれども、3時からまた再開をしたいと思います。

(休 憩)

議 長

再開します。

議 長

農業振興課がお見えですので、その進行上ちょっと前後すると思いますけれども、議案第324号を今回、322号と323号はちょっと後回しにさせていただきます。

事務局

議案書の57ページをお願いいたします。

議案第324号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業：利用権設定）について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課がお見えですので、この件についてから説明をどうぞ。

農業振興課

農業振興課の芝崎と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

糸島市農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今回提案いたします農用地利用集積計画は、今年度第2回公募で募集

	しました農地中間管理機構への貸付申し出分のうち、農業者への転貸が見込まれるものの集積計画でございます。 貸付開始日が今回ちょっといろいろあるんですが、4月1日分と6月10日分と6月11日分となります。合計で32筆、5万9,024平米となっております。 これらの配分案につきましては次の議案でご説明いたしますが、この集積計画が決定されますと、農地中間管理事業での集積累計は約157.7ヘクタールとなります。 この農用地利用集積計画を定めるに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものです。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、今、説明がありました。これは324号と325号も含めての説明になるとやろうか。
農業振興課	まず、324号の集積のほうになります。配分はまた後で説明、別に。
議 長	なら、集積のほうの部分で324号というようなことで、ページ数からいえば、先ほどのページから63ページまでだそうです。何かご意見等ありましたら、どうぞ。 (質問、意見なし)
議 長	なければ、この案に対しまして同意できる方の挙手をどうぞ。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。
議 長	それでは、次の325号を説明してください。
農業振興課	続けて、農用地利用配分計画（案）について、ご説明させていただきます。 この配分計画（案）は、先ほどの324号の集積が決定された5万9,000平米に加えて、過去に中間管理機構に集積された分で借りがえがあったので、配分計画だけ先ほどのに加えて約4,000平米ほどあります。後で説明をします。これらの農地について福岡県農業振興推進機構

が転貸先の決定を行う際に必要となるものです。

内容としましては、地域の農業者13名、そのうち2名は法人となります。これらの方に配分する案となっております。受け手としましては本年度第2回公募の借り受けを希望された方です。先ほどの集積計画に加えて、■■■■さんと■■■■さんが借りる分に関しましてはもともと地権者の■■■■さんがお持ちの3筆を今まで■■■■さんが借りていた分がこの2人に借りかえとなったものでございます。

市がこの配分計画案を作成するに当たりまして必要と認めるときは農業委員会の意見を聞くものとされております。つきましては、地域の現状に詳しい農業委員の皆様には計画案の受け手が地域の営農活動と調和した農業経営を営む者かどうか、ご意見を伺うものです。

なお、受け手の権利設定につきましては、この総会の後、3月に中間管理機構が農用地利用配分計画を決定し、県知事の認可、公告を受けて設定される予定です。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、今、担当の方から説明がありましたようなことで農業委員会の意見を聞くというような立場というか、プロセスがあるということからこの議案になっております。ご意見等ありましたら、ここで発表していただきますように、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

なければ、質疑を終了したいと思います。

議案第325号につきまして同意いただける方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員ということでそのようにさせていただきます。

議 長

それでは、326号の説明をお願いします。

事務局

326号の前に、飛ばしておりました議案書の46ページをお願いしたいと思います。

議案第322号「農地改良届出について」、ご審議をお願いいたします。また、監督委員の選任をお願いいたします。

議 長	失礼しました。戻って322号ということから農地改良届でございます。それでは、調査部会から説明をしてください。
17番	議案第322号「農地改良届出について」。 届け出番号1番。 【議案書に基づき読み上げて説明】 47ページの地図をごらんください。申請地は野北の埴安神社から150メートルほどの西側の田んぼでした。排水不良改善のため、40センチ造成するものです。造成後はトルコギキョウを作付する計画です。 必要が認められますし、関係各課の意見も支障なしとなっていますので、第1調査部会では受理相当と判断しております。以上です。
議 長	ただいま農地改良の議案を説明してもらいましたけれども、何かありましたら、どうぞ。
3 番	3番西原です。こっちのほうの説明資料の部分でも既に表土が剥がれて盛り上げてあるような、排水のほうも何かしてあるようで、これは事前着工だったとですか。
事務局	現地調査の折に、この状況は確認しておりますが、まだ土砂のほうを持ち込んでいる経過もなく、着工に向けての準備というところで事前着工には当たらないというふうに調査部会で判断をいたしました。以上でございます。
議 長	表土だけは……。
3 番	表土を剥いで、そういう泥を持ち込む準備はしていいということですか。
議 長	いいじゃなくて、皆さんの協議によりまして合意を得たいと思います。
6 番	私はそこがわからん。よくわからん。盛り土、ここまでしていかなとか、何にもせん状態でこうやって計画を出すのが普通と私は思うとったから、じゃ、どこまでしたのが着工の準備として認められるっちゃろうかというのが、この程度であれば、今後こういうとをするとき改良届出もオーケーですよというふうな基準になるのかなと、そこをちょっと聞いた

い、基準を。基準をその場その場に依じて決めるとかいな。ちょっとそこをせんと、今後、審議するときには何かわからん。

16番

平野ですけど、申請は何もせんうちに出すのがほんなこっちゃろう。基準はな。ならばってん、もうわからんなりにしよりなつたけん、途中でとめといて、こんかふうな形でとつとれば、そのところはどいうふうにいくかの話やろうばってんくさ。やっぱり申請となればくさ、何もせんで扱わんうちに申請がほんなこと。そうせにや、基準のでけんもん。そうせにや、後はこっちのほうで見たときの、調査部会で見たときの判断で、これはよか、これはいかんよという判断ばするあれがでけんもんね。今回はこんかふうで調査部会としてそんなふうな形で見とこうかって。

議長

磯部委員が言われることはもっともであろうということは感じております。ただ、厳密にして、そして、それを破つとうけん、だめと言われたら、これがどこから以上はだめなのかというとはちょっと微妙なところもありますけれども、原則はそういうことです。大体着工前に書類を出して、届け出の文書を出して、そして、審議が終わった後にオーケーが出ればするというのが普通であります。それは。

6番

だけん、今後はそれが基準やからさ、前にしとつたら、何か上申書か何か書かせとかにや。こうして申しわけありません、こういうことを知りませんでという同意は得とかにや、せんと、みんながしようけん、よかろうもんと言われたときに困るような気もする。（発言する者あり）

議長

平野武美委員。

11番

この物件は11月ぐらいに苗床というような感じで少しずつ、6筆ですかね、買い集めて、トルコギキョウをつくりようしゃとうばってんが、事業施設というようなことでした。それで、12月の総会のときに、こげんして客土したいというような相談を受けて、そしたら、僕が総会の席にしたいけん、はめんどこうと言うて、前村さんのところに行ったとです。そして、資料ももらってきて、申請書を出さにかんよと言いました。そしたら、こげん少なか土地もねって言いんしゃけん、そうですと言うてくさ、そして、今度、彼が最適化推進委員になります。それで、勉強と思うてしなさいと言うて、そこで終わつとつたとです。そしたら、こげんなつとうとはちょっと僕も知らんやつたとばってんが、申請書を出して勉強したがいいよというようなことは話しておりました。それ以降はちょっと僕も知らんだつたとですけど。

議 長 なら、ちょっと相談を受けたときには現地を確認はしなかったと。

1 1 番 しました、しました。

議 長 そんなとき土を……

1 1 番 全然。

議 長 全然していなかった。そんなら、平野武美君はそこまで知らんやったということだそうです。どうぞ。

1 2 番 1 2 番松崎です。第 1 調査部会長として少し甘かったかなという気は持っております。それで、■■■■さんのほうに始末書という形で提出してもらったらどうだろうかと思いますが。

議 長 それは皆さんのお話を、今持ち上げられた話をどう判断するかでございます。磯部委員。

6 番 6 番磯部ですけど、この■■■■さんがこの小さいとでもなと平野さんに言われたということは、小さいとはそういうとはあんまり気にせんでしいというような感覚がこの方にはあったんだろうと思うから、何かそこら辺が小さくても大きくても農地改良というのはきちっと申請書を出した後に、そういう面積の多少にかかわらず、申請書を提出した後に工事等を行ってくださいということをやっぱり周知しておくというところがあれやなか。

議 長 それはそうです。それはそういうことで、それはそれで通知をする必要があろうかと思います。幸いに、今、集落座談会もありようけんですね、その席上で農業委員、最適化推進委員の方が発言をされて、参加した方々によく理解、周知をするようにしていただきたいと思います。そしてまた、日ごろから何か接触をするときには、集落の何かの役員会とか集まりがあるときにはたびたび寄ったほうがいいんじゃないかなと思っております。自分の農地やけん、自分で勝手にしてよかつというところが案外おられますもんね。なかなかこういうとはそのときの当事者になって初めて、よからうもん、自分の田んぼやけんと言う人がおられますので、そこら辺をですね。

6 番 土地は自分の所有権やけんね。そういうことまで農業委員会で制約を受けたくないという人はおるけん、相談に来んしゃもん。何でそげん俺の土地におまえたちが制約するとかと言いんしゃけん。

議 長	西原委員。
3 番	この1, 150平米のうち1, 000平米というように、1, 000平米の部分はちゃんとわかって守ってある部分ですたいね。これ以上になったら、県のほうの許可が要りますから。そういうのを教えとんなら、ちゃんとそういう申請書もちゃんと出しなさいよという部分をしてもらうたによかと思います。だけん、一応始末書を出してもらったほうがいいんじゃないかと思います。
議 長	それは始末書を出していただくということではしたいと思います。それはそれでつけ加えますけれども、この審議は皆さんのまたその中身も問わにやいかんということでございますが、どうぞ。
	(質問、意見なし)
議 長	それでは、農地改良でございますので、その土につきましては上質土というようなことが初めから条件でございます。そしてまた、この部分につきましては上土を剥いであるということから始末書なりを提出していただくということを前提としまして、農地改良届につきまして同意できる方の挙手をお願いしたいと思います。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員ということで。それでは、始末書を出して。平野武美君、ほんなら、初めからかわりがありますので。
11番	わかりました。
議 長	それでは、次の案件に移りたいと思います。
事務局	議案書の51ページをお願いいたします。 議案第323号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。
議 長	非農地証明願が次のページまでございます。それでは、調査部会から説明をしてもらいます。

17番

議案第323号「非農地証明願について」。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

53ページの地図を見てください。申請地は松隈工業団地入り口から170メートルほど南東側の畑でした。現地は竹林化している部分もありましたが、耕作可能な部分も残っており、全体が竹林化している状態ではないことから、非認定相当と判断しております。

なお、平成30年2月の総会において3条の許可申請において農地の取得をされているということが後でわかっております。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

54ページの地図を見てください。申請地は本の藤井牧場から220メートルほど北西側の畑です。現地は孟宗竹が生い茂り竹林化しており、農地への復元は困難であると認められました。

また、関係各課の意見も支障なしとなっておりますので、第1調査部会では認定相当と判断しております。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

これも前の受付番号2番の隣でございまして、同じように竹林化しております復元は困難ということが認められました。

また、関係各課の意見も支障なしとなっておりますので、第1調査部会では認定相当と判断しております。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

56ページの地図を見てください。申請地は福吉中学校から350メートルほど南側の畑です。現地は孟宗竹が生い茂り竹林化しており農地への復元は困難と認められました。

また、関係各課の意見も支障なしとなっておりますので、第1調査部会では認定相当と判断しております。

議 長

ありがとうございました。今、報告がありましたようなことで、受付番号の1番はそもそも平成30年2月に3条の申請で許可したというようなことでございますので、そもそも耕作したいということで本人の申し立てで許可しようと思ったんですね、せにやいかんとですよ。だから、3条の意味を申請者はよく理解してなかったんじゃないかなと思いますけれども、それで、徹底してから理解してもらわにやいかんな。これは地元は誰、農業委員は。ちょっと本人に言うてください。これは3条で買うとうとやけん、非農地証明は出されんばいって。

ほかにご意見ありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決をさせていただきます。1番につきましては非農地証明願というようなことはそもそもまかりならんということで同意できないということで、同意できないというご意見で同意いただける方の挙手をどうぞ。何かややこしいばってんが。

(全員挙手)

議 長

それでは、2番、3番、4番につきましては、非農地証明願につきまして、これは同意できるということで、そういうご理解で挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。それでは、そういうことでその他につきましては非農地証明を発行することにしたいと思います。

議 長

それでは、次に移りたいと思います。

事務局

議案書の72ページをお願いいたします。

議案第326号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」について、ご審議をお願いいたします。

事務局のほうより説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上でございます。

議 長 今、1 番から 5 番までずっと提案がございました。ご意見、ご質問をここでお受けしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長 なければ、質問を打ち切ります。
この集積計画につきまして同意できる方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員ということで、そのようにさせていただきます。

議 長 それでは、次の案件に移ります。どうぞ。

事務局 議案書の 7 4 ページをお願いいたします。
議案第 3 2 7 号「農地利用最適化推進委員の欠員の補充について」をご審議をお願いします。

事務局のほうで説明をいたします。山本和浩農地利用最適化推進委員が逝去されまして欠員が生じておりますが、その補充は行わないこととしたいということでございます。

理由につきましては、糸島市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要領において、推進委員に欠員が生じた場合は、速やかに推進委員の補充に努めなければならないというふうにされておりますが、残任期間がもう 2 カ月ということから、欠員補充はしないこととしたいという理由でございます。以上でございます。

議 長 それでは、この議案につきまして、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長

皆さんもご存じのとおり、我々、それと推進委員の方も3月いっぱいでございますので、4月からはまた新規にスタートするというようなことから、こういうふうな案ということでございます。同意できる方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員ということでそのようにさせていただきます。

その他に行きます。

事務局

それでは、その他のほうに移らせていただきます。75ページをお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り下げについて、ご報告を差し上げます。

この許可申請につきましては先月の総会におきまして、譲受人の現在の耕作地、ここの確認の必要があるのではないかということで継続審議になっておった申請でございます。備考のところでございますように、自己都合による取り下げということで1月24日に取り下げ書の提出がございましたので、ご報告をいたします。

続けてよろしいでしょうか。

議 長

はい、どうぞ。

事務局

続きましては、78ページをお願いいたします。農地改良届出について、三役協議において受理通知を交付した部分についてのご報告でございます。

まず、経過のほうからご説明いたしますが、昨年12月下旬に三坂委員のほうより事務局のほうで相談を受けまして、引津校区内の農業者さんが所有地に業者に頼まれて工事の土を仮置きさせているということで、仮置きということで1月中には完全撤去をするということでの業者間との約束であるということでした。今から手続をしても許可云々の前に撤去が完了するということなので、どのようにしようかというふうな相談を受けた中で、事務局のほうで手続は意味がないということで、三坂委員のほうで撤去が完了するまで現地を監督してくださいということでご回答差し上げておりました。

年明けて1月10日にこの仮置きをしている隣の農地の所有者から、隣の農地に仮置きされている土がよい土なので、農地を造成したいということでした。もう1月中には撤去がされるということをご存じだったよう

で、農地改良届出を出されると同時に、1月には撤去されるということなので2月の総会までは待てないということでの申し立てがございました。農業者の利益を優先するという事で1月24日に三役で現地調査及び審議をいたしまして24日付で受理通知を交付しております。あわせて監督委員を三坂委員に決定しておるところです。

なお、その現地調査の際に、土とあわせて塩ビパイプとかコンクリート片が少し置かれておりましたため、それがどさくさに紛れて埋められないようにということで、申請者に受理通知を渡すときに、業者とよく相談して埋められないようにしてくださいという指示と、監督委員の三坂委員のほうにも現地の監視と業者に指導はいただいているというふうに聞いております。以上、報告いたします。

議 長

今、事務局から報告がありましたようなことで現地に行きました。若干そういうことで隅のほうに土砂とまじった塩ビパイプとかコンクリート片が少しありましたので、それは即刻のけてもらいたいというようなことで詰めております。

それと、取り下げ願は、今、事務局が言ったようなことで自己都合による取り下げというようなことでございます。

次に進んでよろしいですか。では、次に進みたいと思います。

農地対策委員会A班の報告をしてもらいます。どうぞ。

19番

19番林です。私が報告させていただきます。座って報告させていただきます。

先月の1月22日に現地調査しました。その結果の報告です。

受付番号1番。志摩桜井の件なんです、■■■■さんという方が新規就農でから、30年6月に就農ということで7カ月ちょっとたっている方なんですけれども、現在アスパラをJAの研修の受講者ということで一生懸命頑張っていました。本人とも話しましたが、やっぱり難しいという形で、頑張ってくださいということで問題なしということになっております。

それで続いて、受付番号2番の志摩新町、この■■■■さんの件ですが、こちら65歳ということで福岡市の早良区より通勤農業ということで、ここに書いてありますように、カリフラワーとかブロッコリーとか、いろいろつくってありました。そして、一部不作付のところもあったんですが、これも問題ないということで確認しております。

次の80ページでございます。3番の二丈の深江、これは皆さん方もご承知のとおり、平成29年6月に新規就農された方なんですけれども、■■■■、これは倒産しています。そしてから、一応一時転用の許可申請をされて、現地に行きましたが、一時転用の工事は完了しておりました。そし

て、現地の状況の中の下のほうに書いておりますように、一応倒産していただきますので、事務所には破産管財人の名前で破産の途中でであるという張り紙があり、全部施錠されて中を見ることはできませんでした。

これについてはちょっと指導内容等に書いておりますように、農地法上の対応確認ということで、農地所有者は適格法人の破産についての手続の確認と、また、農地の貸し借りについての手続の確認ということで、これはまた後で事務局のほうから補足説明していただきますが、県に相談して、倒産してありますので、貸し借りのそういった手続はどうなるのかをまた説明していただきたいと思います。

4番の志摩馬場、これがわけありの土地なんですけれども、九大に面してあります約2町8反ぐらいあるですね。これは宮崎では新規就農の認定を受けておられるそうなんです、主にイチゴと書いてありますけれども、全然着手していないということで、この方が買われる前は朝鮮人参ですかね、それを栽培するということで何もせんなりにまた又売りしてあつてですね。これにつきましても文書で作付開始指導をしていくということで、正式には配達証明の文書でして今後のこういった作付計画をしてあるのかということを確認していかにかんちやなかろうかということになっております。

以上ですが、3番について事務局のほうから補足をよろしく願います。

議長

どうぞ。

事務局

3番の[]の件です。この分につきましては[]のほうに現在農地のほうを借りている筆が7筆借りてありまして、地権者が3名いらっしゃいます。所有農地ということで、近辺になるんですけれども、二丈深江に3筆ございまして、面積をいいますと、約4,400平米ぐらいの面積がございまして、3筆です。この分につきましては県に相談ということで農地法の第7条というところの規定がございまして、農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合における買収という項目がございまして、この分につきましては農地所有適格法人でなくなった場合は、法人が所有する農地等について最終手段として国に買収手続を農業委員会がしてくださいねというような内容でございまして、この分でございましたので、県のほうに相談したというところです。

まず、整理している部分で、農地対策のほうで現地調査に行ったときに、今、林委員のほうがおっしゃったように、破産管財人の弁護士の名前で看板がございまして、実はこの分でおとといですかね、2月6日に[]の破産管財人の弁護士のほうから連絡がありました。まず、その農地の貸借分、賃借権の分があるんですけれども、この分につきましては

責任を持って弁護士さんのほうが窓口になって合意解約の手続をとるところで連絡を受けております。残る所有している農地3筆ございますけれども、この分につきましては今後どうなるのかということなんです。が、この分につきましては県のほうにも相談したところ、国への買収手続については最終的にそういう債権も誰も買い手がなかったとか、競売等がなかった場合に、残ってしまった場合に、国に買収手続を踏まないとだめなんだということで確認をとっております。

今後、調査部会ときには、今回現地調査に行った内容としましては、3筆のうち2筆と1筆で分かれて、4条の一時転用許可をとっておる案件でした。30年の6月完了分と30年12月15日完了期日というところがございましたので、現地確認をしたところ、造成等は終わっているんじゃないかという見方をしております。今、完了報告というのが上がってきておりませんので、完了報告が上がらないと、農地に戻らないという理屈でございますので、今後破産管財人弁護士の方にもう一度その転用の計画図、造成高、計画箇所等もう一度詳細にわたって現地を確認した上で、破産管財人のほうにこういう一時転用許可を受けて着手した分の完了届について提出依頼をかけまして、その後また買収の話はしませんが、逆に弁護士のほうから処分の方法等相談があるのではないかとというところが考えられますので、そういう手続の方法についてちょっと準備していきたいと。県のほうに相談した中でも、今の段階では先走って買収手続する必要はないと。財産の処分、いわゆる債務の弁済に充て切らなかった場合に対しての国の買収だからと、受け身の態勢でいいとではないかという回答も受けておりますので、今後農地改良の完了報告等の小さな手続から始めていくように破産管財人弁護士のほうと話を進めていきたいと思っております。この3番の件につきましては以上でございます。

議 長

そういうことで3番のほうは対応していきたいと思います。

また、4番のほうは[REDACTED]、名前はよかもんね、文書をしとう。

事務局

いや、4番につきましては、文書のほうを配達証明つきで送って、おとといですかね、2月5日、ちょうど別の現地調査に行く前に[REDACTED]のほうから連絡があったということで聞いております。内容としましては、今回配達証明で文書指導の分と新規就農の面談の際につけていただいた作付スケジュールといいますか、改良工事の工期とか、苗床のとか、ハウスのというところで、もろもろの準備のスケジュール表というのをいただいておりますので、文書とあわせてそのスケジュール表をこういうとが出とうとですよと、着手が見られませんが、すぐにでも着手をという内容で配達証明をつけて送っています。返事がございまして、ちょっと言い

わけがましかったんですけれども、宮崎のほうでちょっとごたごたしておりますと、ただ、もう着手しないとイケない時期を過ぎているのはわかっています、ごたごたが片づくころ、9月ないし10月には着手していきたいという前向きな返事があったということで、またこの分についても現地の確認が必要ではないかと思っておりますが、そういう形で文書は確実に届いて、先方の[REDACTED]のほうも対応したいという連絡があったという状況だけお伝えしたいと思います。以上です。

議長 追加でくさ、文書で報告しなさいと言うときない。計画書を出せと。それも日にちを決めて。例えば、4月いっぱいなら、4月いっぱいとか、3月なら3月いっぱいとか決めて、ある一定の期間を経らにや、文書を作成するとも日にちをちょっと要するっちゃないかなと思うけん、3月いっぱい以内にうちに届くように報告しろと言うときや、計画書なりを。

事務局 そうですね。電話、ちょっと直接受けていませんけど、9月ないし10月にはということでは言っていましたので……。

議長 それは言葉やけんくさ、言葉やけんね。

事務局 書面で下さいと。

議長 書面で、書面で。

事務局 また連絡入れます。

議長 あれが言うとなつた、言わんやつたかでなかなか後で口論になるけんくさ。文書で報告する。それでよろしいですか。どうぞ。

6 番 6番磯部です。[REDACTED]というところは内部にそういうイチゴに詳しい人やらおつたと、新規就農のときの面談は。ただ代表者が1人来て、こうしますと言うだけで、イチゴはあれだけのところやったやないですか、最初宮崎から来た、朝鮮人参か何か知らんばってん、あれ見たやないですか、あれもできんごたところがうそばっかり言うて、こういった人もうそと私は思っていますけど、そこの中身の本当に作業するような人が実績があるとはこの株式会社に何人おって、どんだけ実績を上げとうとかというとは聞いていないと。

議長 誰か面談した記憶のところの調査部会是谁ですか。何のときやったかいな。

事務局 ちょっと私もあれなんですけど、志摩の（発言する者あり）出とって…
…。

議 長 だから、具体的には説明しよったです。

事務局 記憶が定かじゃないんですけれども、まず、一つがそういうふうに地元のイチゴ農家さんの名前が出ていたと、指導をしてもらいますということ。それと、苗の調達先も何かお名前が上がっていたような気がします。それとあわせて、イチゴの実績はなかったんだろと思うんですけれども、宮崎のほうでフルーツ系の作付をしておって、認定農家になられているということで、宮崎のほうに電話で照会したら、特に問題ありませんというところもありましたので、おたくは3条を出せませんよというようなものが何もないような状況でしたので、許可になっておると思います。

6 番 面談するときに、何かそこをもう少し身内がどれだけの成果を上げて本当にするかというのもうちちょっと内部は聞いたほうが、今後の新規就農の面談としてはもう少し深く聞き取れるような説得とか、コミュニケーションをしていかないと、農地やけんくさ、固定しとうけん、何かこれを消したり移動したりできんやないですか。そこできちっとについて買ってもらおうということが農地の基準やから、これがすぐ移動して消したりできるものならいいですけど、適格というのをもう少し。特に会社の場合は明確に、現状がどこの県でもというか、大体そうです。ほとんど投資目的の会社がほとんどです。個人でしている、本当に農業のことを書いてあるところは別ですけどね。何かそういうのは注意してほしいなと思うのと、3番についても、これは今まで破産手続、農地の適格法人が破産した事例は糸島市であるんですか。

事務局 糸島はないです。

6 番 ないですね。そしたら、これが一番手本に、今後こういうとは出てくると思います。今言うたように、 とか、どんどん転売しようとはわかつとうでしょう。倒産してすぐ会社なくしたら、次のとへすぐしますからね。だけど、本当にしよって、 なんかはちょっと定着したなと思いますけど、これを一つの今後の法人のそういうとのお金の出どころ、ここは資本金はいっぱいあったんですけど、やっぱりそれはそれとして、内部事情もあったし、新規でする人ばかりの集団やったから、農業に対する知識と利益率が計算できなかったというのが大きなあれだと思いますけど、私たち業界の評判で。だから、今度は弁護士の破産管財人が入ります

ので、破産管財人が売却の手続を全部していくと思いますので、どうしても競売とか、誰も引き受けていないときは、今言うたように、国に移管していかなきゃ。そこまではならんで、今は需要が多いから、破産管財人が幾らかでも資本を、貸した会社が資金に、どうせ回収せにゃいかんからですね。そこが買い取るから、その人が周辺で買い取ってくれとって依頼しようからですね。だから、今度あなたたちは破産管財人との接触をずっとしていかにゃいかんやないですか。そのときに資料とか話し合いをしたら出ると思うんですよね。そういうのはちょっと手元に持って、これがあるときなんかのときに報告をしていただきたいと思いますと思っています。

議 長 今そういうふうな要望ですので、随時というか、動きがあったときは報告をしてもらうように。

6 番 いつもそんなことせんでいいですけど、そういうとがあったとき。どうせ何年か、かかりますからね。3年くらいは最低かかる。

議 長 発言にもありましたようなことで、4番につきましては私たちも十分に審議をしりましたけれども、遠方やったということもありましょうが、向こうの宮崎市が認定農業者としての存在があったということから、我々も宮崎までは行くことはできませんが、そういうふうなことで信用しとったと。

6 番 善意は通じらんもんね、今。

議 長 しかし、3条につきましては皆さんの合意で許可しておりますので、皆さんが全部責任を負いかぶっていかにゃいかんわけですね。引き続き注目をしたいと思います。

次のことは何かいな。

事務局 農政対策でございます。

議 長 農政対策委員会の報告をしてもらいます。

3 番 第6回農政対策委員会を1月23日に行っております。協議したことを報告いたしたいと思います。

まず1番に、遊休農地にかかわる意向調査について、7月に農地の利用状況調査をしました中で、去年まで耕作放棄じゃなかった分の今年A判定になった分を一応意向調査を発送するようにしております。一応件数が288通で、期限が2月いっぱいまで回答がなかった分は農業委員、推進委

員で回収するようになっております。

農地所有者へのアンケート調査について、これは今後農地をどういうふうにしていくか、結構年配の方が耕作してある部分が多い中で、今後農地中間管理機構の部分で5年をめどにという部分で、大方5年ぐらいをめどに農地をどうするかという部分の意向調査をしたいと思っております。

それと、平成30年の実績及び31年の事業予定についてです。30年分は一応確認いたしまして、31年分につきましては今まで5月に第1回をやりよったわけですけど、今年は4月からやろうということで、特に農業委員の今度11人がかわられるということと、推進委員さんの教育をまず研修会をやりたいという部分で4月にまず第1回目をやって、特に推進委員さんなりの研修をやりたいと思っております。

4番目は報告済みで飛ばします。

5番目は慶弔等に関する内規について、この82ページに載っております。こういうふうに変更前と変更後、こういうふうになるようになっております。

6番目に任期満了となりますので、最後の懇親会という部分ですけど、推進委員さんとの懇親会を3月8日の農業委員会総会の後ということでもよろしいんですけど、送別会が3月16日はちょっと何人もほかのことが重なるということで、皆さんの部分で今日でも日程を決めてもらいたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

議長

何か今までのことでありましたら。

(質問、意見なし)

議長

どうぞ。

事務局

それでは、議案書の81ページです。農業経営改善計画認定申請者一覧表の1月認定分ということでございます。こちらは資料としてお配りをいたします。

1番なんですけれども、XXXXXXXXXXさん、こちらは農業女性の会ふたばから農業委員候補として推薦をいただいている方でございます。家族経営協定は結ばれておったんですが、共同申請がなされていなかったもので、今回していただいております。以上です。

続きまして、82ページです。先ほどの農政対策の報告でありましたように、糸島市農業委員の慶弔等に関する内規を改正したいということでそこに上げております。

内容のほうを説明いたしますと、83ページの別表を改正したいということで、左側が変更前、右側が変更後になります。内容につきまして

は、まず、死亡のところの同居人ですね。これは同居人を右側のように変えます。同居人で次の者ということで、実父母と子と配偶者の父母というふうに少し範囲を絞るという変更です。それと、初盆のところなんですが、本人の場合のみというふうになっておりますが、今、皆さん違った形でされておられると思います。その死亡のところの該当する方々について各自初盆をということになっております。変えております。

次、別表 2 です。こちらは入院の関係なんですけれども、現在、本人、配偶者が 15 日以上入院の場合となっておりますが、申しわけないというか、配偶者の方の入院につきましてなかなかその情報等が入ってこなくて、やっていないケースも多いというふうに思いますので、本人のみということで変えさせていただきたいということでご承認をいただきたいと思います。以上です。

議 長

特に今回 82 ページ、83 ページにつきまして、内規の案が出ておりますが、説明をしたとおりでございます。よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

議 長

皆さんの合意で挙手を省略しましたけれども、皆さん承知をされたというふうなことを含めましてご承認をいただきました。

16 番

ちょっといいですか。

議 長

これに関すること。

16 番

関するじゃなくて、ちょっと聞きたいこと。これは農業委員だけのことやろう。

議 長

そう。それから、推進委員の方はあと 1 カ月ぐらいしかありませんので、4 月以降のことはまた推進委員の方がどうされるかはちょっとそこら辺の話し合いを持ってからまた取り決めをされたらいいかなと思います。ここで明言するわけにはいかんから。

事務局

続きましてよろしいでしょうか。それでは、今後の予定ということでございます。1 ページをお願いいたします。

第 38 回総会が 3 月 8 日金曜日 13 時半から、車庫 2 階 11、12 号会議室でございます。

第 2 調査部会が 3 月 1 日金曜日 10 時予定でございます。新館 4 階 3 号会議室です。

それと、その下、先ほどありましたが、農業委員と推進委員さんの懇親会を3月8日の総会の終了後行いたいと思います。ご異論がなければ、ちょっと場所等はまだ確保していませんが、確保してまた連絡を差し上げたいと思います。

それと、農地対策委員会B班が2月20日水曜日13時半、新館4階4号会議室です。

それと、大木町農業委員会から視察が来られます。大木町につきましては29年ですかね、くるるんのほうに視察に行ったと思いますが、その農業委員会が来られるということです。2月21日の木曜日14時から、車庫2階11、12号ということでございます。済みません。この日、藤井会長がご予定があるので、内野職務代理と西原副会長よりよろしくお願いいたします。

引き続きよろしいでしょうか。その他がございます。その他のその他の部分です。先月の総会のときに、今回新体制に移行して1期3年が経過する中で、今後の新体制での活動、あるいは農地利用最適化の取り組みの強化、こういったものについて3年間の課題、それを踏まえた今後の何か改善策等があれば、ご意見をいただきたいということで申しておりました。今日、一応ざっとペーパーをつくっております。お持ちだと思います。一応農業委員さんと推進委員さんの分を枚数つくっております。農業委員さんのほうに推進委員さんの分もつけております。1つの校区にお二人いらっしゃる方はどちらかのほうにつけておりますので、済みませんが、推進委員さんにもお願いしてもらって、次、3月の総会のときに回収をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農業委員と推進委員の改選事務の状況を先月もご説明しましたが、今回また現時点でのご報告をしておきます。

1月15日で募集期間と推薦受け付けを締め切りまして、農業委員、推進委員とも定数、その数の推薦のみをいただいております。あと農業委員のほうにつきましては3月議会に同意の議案を今上げる準備をしております。その後、同意をいただければ、4月1日で任命という形になってまいります。それと、推進委員につきましては4月1日に臨時総会が開かれます予定ですが、総会で推進委員の決定をいただいた後、委嘱状を交付するという流れになってくると思います。

それで、農業委員の認定農家の過半の要件につきましては、11人ですね、先ほどお一人の候補者の方が1月末で認定農家になりましたので、18人中11人ということでございます。先ほどもちらっと申しましたが、退任される方が11人ということになっておりますね。以上のような状況です。

それと続きまして、山本和浩推進委員の告別式の折に、ご本人さんが亡くなられているということで農業委員会と推進委員会のお名前で供花を

させてもらっています。そちらのほうにつきまして一応会長のほうと協議しまして、山本和浩推進委員さんのほうが志摩の推進委員さんなので、志摩の推進委員さんから少し徴収しようと、残額については農業委員のお茶代から支出しようというところまでは協議しておりましたが、志摩の推進委員さんから幾ら取るというのをはっきり決めていないようで、ちょっと今日そこをご決定いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長

それで、とにかく知らんふりするわけにはいかんというようなことから、生花を贈ろうというようなことになっております。それで、見られたと思いますけれども、その金はどうするかということでございますが、何も取り決めもしとらんとに、旧前原、志摩、二丈ある中で、皆さんに言うわけにはいかん、ちょっと無理があるっちゃないかなということで、志摩の推進委員の方にどうかそこら辺のことをご理解いただいて、そういうふうな動きをしたいということは言うとります。そしてまた、その足らん分はうちのほうの積み立てから支払いをしておくかということでございます。ちょっと志摩のほうの農業委員の話し合いばしちゃらんね。そうせにや、また会う機会もなかりうが。だけん、知ってある方でちょっと……。

事務局

それでは、先ほど農政対策であってございました農業委員送別会の日程を本日決定いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔日 程 協 議〕

議 長

21日の5時。そしたら、場所は当たってからまた連絡してもらおうでしょうか。（発言する者あり）

事務局

済みません。ちょっと最後に。先ほどアンケートというか、農業委員の活動についてというのを配ってもらって、農業委員さんが推進委員さんから回収してもらって3月の総会で（発言する者あり）よろしくお願いします。

ほかに皆様からございませんでしょうか。どうぞ。

13番

2月の集落座談会、結構今からあちこちであらうかと思っておりますので、目ぼしい方を一人でも多くしていただきますようにお願いします。それで、今年度できん場合は来年にかけても結構でございます。そういう状況をよろしく願いいたします。

事務局

それでは、閉会の挨拶を西原副会長お願いいたします。

副会長

旅行後の大変疲れてある中、本当にご出席ありがとうございました。
以上をもちまして、第37回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

平成31年2月8日

議事録署名人

17番 井 上 孝 治

7番 増 田 耕一郎

